

登録再生利用事業者証

この標識は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく登録再生利用事業者としての登録の主要な内容を表示しています。

登 録 番 号	東海農政局 中部地方環境事務所 21-5-2
登 録 年 月 日 （ 登 録 有 効 期 限 ）	令和 7年 6月18日（令和12年 7月 9日まで有効）
氏 名 又 は 名 称	小森産業株式会社
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 小森 尚美
再 生 利 用 事 業 の 内 容	肥料化事業
事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地	小森産業株式会社 富加クリーンセンター 岐阜県加茂郡富加町字稲荷644番の2、644番の6 644番の7、1147番、1148番、1149番、1150番、1151番

受入基本単価表

【産業廃棄物処理料金】

（税別）

品 目	単 価	備 考
動植物性残さ	15円 ～ 25円/kg	※ 1 の基準内のものに限る。
木 く ず	10円 ～ 15円/kg	塗料・防腐剤・不燃物等の付着していない3 0 mm以内に破碎されたものに限る。

【一般廃棄物処理料金】

品 目	単 価	備 考
食 品 残 さ	8円 ～ 13円/kg	※ 1 の基準内のものに限る。
刈草・剪定枝	10円 ～ 15円/kg	除草剤、防虫剤、防腐剤、着色料、不燃物、小石等が付着していないものに限る。

2025/6/18現在

受入禁止の廃棄物（※ 1）

腐敗したもの、水分量が多いもの、残さ以外の不純物が混入しているもの、動物性のみの残さ（豚骨、牛骨、一辺が1 0 cm以上の肉塊等）、植物性の残さの中に動物性の残さが混入している場合も、体積比1 0 %以下までとする。植物性の残さでも堆肥化しにくいもの（原形をとどめた玉ねぎ、じゃがいも、かぼちゃ、穀物類のみ）、残さの中に混入している場合も、体積比1 0 %以下までとする。

※産業廃棄物の処理には事前に契約が必要ですので、搬入前にお問い合わせください。